



平成26年6月17日

各 位

会 社 名 **株式会社 ツルハホールディングス**
代表者名 代表取締役社長 鶴羽 樹
(コード番号 3391 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 大船 正博
(TEL 011 - 783 - 2755)

株式分割後における株主優待基準に関するお知らせ

当社は、平成26年4月10日開示「株主優待制度の一部変更に関するお知らせ」にて平成26年5月15日を基準日とする株主優待制度についてお知らせいたしました。このたび株式分割後の株主優待基準につきまして決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式分割後の株主優待基準

対象株主	<u>100株以上</u> 1,000株未満	<u>1,000株以上</u> 2,000株未満	<u>2,000株以上</u>
優待特典1	株主様ご優待カード		
優待特典2	2,500円相当の 株主様ご優待ギフト	5,000円相当の 株主様ご優待ギフト	10,000円相当の 株主様ご優待ギフト
	株主様ご優待ギフト内容 ・ ツルハグループ商品券 ・ 当社PB (エムズワン) 商品詰合せ ・ 北海道自然の恵みセット ・ 花田養蜂園純粋はちみつ 上記4種類から1つお選びいただけます。		
長期保有特典	3年以上保有(※)の株主にツルハグループ商品券1,000円分を進呈。 (※)3年以上保有とは株主名簿に同一株主番号で毎年5月15日、11月15日それぞれの株主名簿に連続7回以上記載または記録されていることを指します。		

2. 適用時期

上記の株主優待基準は、平成27年5月15日現在の株主名簿に記載または記録された株主の皆様を対象とする株主優待から適用いたします。

以 上